

企業会計の変容と企業会計原則の今日的課題（一）

石川純治

1 はじめに—半世紀の意味—

何事もおよそ50年もたてばそのあり方が問われる。商法がそうであるし、憲法もまたそうである。商法では周知のとおり50年ぶりの抜本改正（平成13年、14年改正）がなされ、さらに大規模な改正（会社法制の現代化、「会社法」法典の創設）がなされようとしている。また、憲法も明治憲法から現行憲法までおよそ50年、そしてその現行憲法制定から今日までがやはり50年であり、今その改正問題が大きな政治論争になっている¹。

振り返って、昭和24年に制定された「企業会計原則」はどうか。これもまた同じく半世紀を経て今日にいたっている。本稿では、「企業会計原則」修正の変遷を顧みて、その今日のあり方の問題（より広くは会計基準の整備問題）を以下、いくつかの観点から論じてみたい。すなわち、会計基準の国際化・統合化および会計ビッグバンにともなう新たな会計基準（特に金融商品会計基準と退職給付会計基準）との整合性の問題（第2節）、それにかかわって企業会計の今日的変容の全体をどう捉えるかその再構成のあり方の問題（第3節）、さらには近時の商法の大改正における開示規制および配当規制の変容と会計原則（第4節）、そして新たな概念枠組み構築の問題（第5節）、についてそれぞれ論じてみたい。最後に、企業会計の今日的変容のさらに基礎にあるもの、とりわけその歴史的文脈からの相対化の重要性について触れたい（第6節）。

2 会計ビッグバンと企業会計原則—新会計基準は会計原則修正の延長上にあり得るか—

「企業会計原則」は周知のとおり、これまで4回の改正がなされてきた。すなわち、昭和24年7月に制定されて以来、①昭和29年7月改正（第1次修正）、②昭和38年11月改正（第2次修正）、③昭和49年8月改正（第3次修正）、そして④昭和57年4月改正（第4次修正）であり、最終改正から今日までおよそ20年余りがたっている。その間、とりわけ90年代から始まった一連の新会計基準の導入による制度改革（会計ビッグバン）にもかかわらず、昭和57年改正（第4次修正）以来、そのままになっているのが現状である²。

新井[1984]は企業会計原則の歴史を制定から第2次修正までと、第2次修正から第4次修正の2つに区分し、前者を「自律的拡充の時代」、後者を「調整的発展の時代」と特徴づ

注

¹ ちなみに法人税法もシャープ勧告から50年以上、現在の法人税法が制定されて40年が経ち、その本来のあり方（確定決算主義か分離主義か）が基本的に問われている。したがって、商法、税法、企業会計の「三位一体」関係の見直しと、それぞれの本来のあり方（より自立した関係のあり方）が本格的に問われる時代に入ってきたといえるだろう。

² たとえば金融商品会計基準と「企業会計原則」との関係は、「優先適用」という不明瞭な関係でお茶を濁している感が否めない。「企業会計原則」のなかの金融商品関連の基準は（“優先”されないが、削除にはならない基準）、明らかに金融商品会計基準と齟齬をきたしているから（特に貸借対照表原則5のA（棚卸資産）とB（有価証券）の同格性と金融商品会計基準との齟齬）、会計原則と個々の会計基準との関係は何らかのかたちで見直される必要がある。石川[2002d]11頁注(2)参照。

けている³。ここでは、特に後者の時代を顧みて、とりわけ企業会計原則の根底にある考え方や、そこから出てくる諸原則（特に「実現」と「発生」の概念）がその修正過程を経てどのような変容をみせてきたか、そして今日の新たな会計基準の導入がこれまでの部分的修正の延長上（第5次修正）にあり得るか、という視点から論じてみたい。

(1) 損益計算の基本原則—不変の基本構造—

まず企業会計原則の根底にある考え方をもっとも適切に表現し、制定から今日にいたるまで基本的に変わっていないのは損益計算の基本原則、すなわち「すべての費用及び収益は、その支出及び収入に基づいて計上し、その発生した期間に正しく割当てられるように処理しなければならない。ただし、未実現収益は、原則として、当期の損益計算書に計上してはならない」（損益計算書原則1A）である⁴。損益計算の実質を規定するこの基本原則は、半世紀を経ても（若干の字句の修正のみで）その実質はまったく変わっていない⁵。まさに「現行の企業会計制度が、収支計算を原型とした期間損益計算構造を骨格としていることを意味する。…『支出及び収入』を測定基礎とすることは、上述のように会計の基本構造を示すものであり、構造自体には変化はみられない」（畠村[1985]35頁）といえることができる⁶。

しかし、費用および収益の測定基礎となる「支出及び収入」（収支）の範囲は、過年度および当期の確定収支については問題ないが、次期以降の未確定収支（将来収支）が次第に（費用・収益の認識として）拡大されてきたことが指摘される⁷。ここでは、その収入にかかわる「実現」と支出にかかわる「発生」の内容拡大を、特に新しい会計基準にみられる今日の変容（変容のレベル）と比較するかたちでみておきたい。

(2) 「実現」の内容拡大と金融商品会計基準

まず「実現」であるが、昭和49年の第3次修正では①未収収益の計上禁止から計上強制へ、②割賦販売の原則基準が回収基準から販売基準へ、③委託販売の売上計算書到達基準が原則基準から限定容認基準へ、いずれも収益認識される未確定収入額の範囲の拡大（換言すればより早いタイミングの収益認識）、すなわち実現の内容拡大がはかられている。問題は、この内容拡大のレベル、特にあらたな金融商品会計基準での収益認識との比較である。

³ 第1次および第2次修正の過程は黒澤[1964]（109-114頁）、戦後会計制度史における黒澤の軌跡については千葉[1999]がある。特に黒澤の「会計基準委員会」の設置構想の存在とその挫折は興味深い。筆者の関心は、会計制度史の発展シエマとともに、戦後わが国の会計理論史（継承性と断絶性）の発展シエマである。

⁴ これに関して敷衍すれば、黒澤[1964]60頁での「企業会計原則は、動態論の上に立脚して構成されたのである」、さらには会計原則の体系を「費用の原則」と「収益の原則」から始める構想が示されている点は、その立脚点をみるうえで重要なところであろう。

⁵ 昭和24年の制定時のものと対比されたい。こうした原理・原則が半世紀もの間ずっと維持されてきたことは、特にコモンローの英米系（アングロサクソン型）の会計基準設定のあり方と比べて興味深い点である。

⁶ そこでいう「基本構造」とは名目投下資本の期間計算的回収剰余額としての処分可能利益計算にほかならない。こうした基本構造に照らして、公正価値会計に代表される今日の会計計算の構造が明らかにされる必要がある。そのことで、それが同一の構造の上になつた変容にすぎないか、それとも基本構造の変化かも明らかになる。

⁷ 詳しくは畠村[1985]35-38頁参照。

売買目的有価証券の評価損益計上の根拠は、「実現可能」あるいはあらたな「実現」の解釈のもとで「実現」と捉える見解がある⁸。しかし、先の①～③の実現の内容拡大は、いずれも商品および用役の提供にかかわる収益認識であり（実物経済にかかわる収益認識の内容拡大）、それとは経済的基礎を基本的に異にする金融商品にも（金融・証券経済にかかわる収益認識）それと同様に実現の内容拡大がはかられ得ると解釈できるかどうか。

仮に、（そうした経済的基礎の相違いにかかわらず）会計上の収益認識をすべて実現内容の拡大で説くなら、金融商品の収益認識はこれまでの企業会計原則修正の延長上（第5次修正）という位置づけで十分であろう。だが、会計原則での損益計算の基本原則（収支的期間損益計算構造）に照らして、今日の金融商品会計はどのようなかという、より基本的（構造的）な問いかけがきわめて重要である。

たとえば石川[2000]（296頁）では、今日の公正価値評価による金融商品会計を収支的期間損益計算の枠組みの外に位置づけて論じているし⁹、また石川[2003a]（7-8頁）では売買目的有価証券の会計ルールが配分の枠組みとは異なる枠組みから出ていることを、特に計算基点の相違（当初認識時 vs. 特定時点）や簿価決定のあり方の相違（連続・フロー配分型 vs. 非連続・ストック評価型）の観点から明らかにしている¹⁰。ここに、金融商品会計基準が企業会計原則修正の延長上（実現の内容拡大）にあり得るかという、より大きな問題があるといえる¹¹。

（3）「発生」の内容拡大と退職給付会計基準

次に、「発生」の内容拡大、すなわち費用認識に関する未確定支出の範囲の拡大についてみておきたい。たとえば、昭和49年の第3次修正で負債性引当金の3要件が規定され、さらに昭和57年の第4次修正で4要件に改められたことは周知のとおりである。特に、その第4次修正では費用性のみならず損失性の引当金を取り入れられ、その点で将来収支の範囲が拡大された。この損失性引当金の根拠づけは計算目的とのかかわりが重要になるが¹²、ここでは退職給付会計基準での費用計上のあり方についてみておきたい。

周知のとおり、そこでの費用計上は年金債務の時価評価の期間差額として計上される（これが通説的見解）。そこでは本来の費用性引当金の計上（引当配分）のあり方（費用計上→負債計上：フロー→ストック）とは逆になっている点（負債計上→費用計上：ストック→

⁸ 石川[2000]第5章および第6章、石川[2002d]参照。特にそこで挙げた「主観のれん説」は時価評価損益を事実上のキャッシュフローとして捉えている。それは、ここでの議論でいえば収入それ自体の拡大ないし再解釈（事実上の収入）ともいえるだろう。その意味で、それは「広義（事実上の）実現説」ともいえる。この点は金融投資と実現・配分・対応概念の問題点に触れている石川[2002c]第3節参照。なお、この論点は第5節で再度取り上げる。

⁹ 石川[2000]の図表10.1と図表10.2の対比参照。なお、公正価値会計が収支的期間損益計算の枠外であるかどうかは、それが名目資本維持の枠内かどうかという論点（後述する）と結節している。

¹⁰ 端的には石川[2003a]7頁の図表1での売買目的有価証券と満期保有目的債券との対比を参照。

¹¹ さらにより切実な問題を指摘すれば、今後次第に明らかにされるだろうが、資産負債中心観に基づく収益認識がよりダイレクトなかたちでかかわってくる。この点は紙幅の許すかぎり後で触れる。

¹² 価値減少が未発生である引当金の当期計上いかに会計の計算目的とかわる（目的依存概念）。特に期間業績の把握と回収計算の健全性の相違については畠村[1989]232-35頁参照。

フロー)、したがって結果的な損益計算になっている点、さらにはその点が発生主義とどうかかわり得るか(発生主義の逆転性)、という3つの問題点が指摘される¹³。

さらなる問題は、こうした結果的な損益計算というあり方がそもそもどこから出てきているか、その出所である。本来の損益計算に立脚するなら、少なくともわが国の「企業会計原則」での損益計算の基本原則に立脚するなら、費用計上→負債計上でなければならないはずである。それが逆になっているのは、すなわちまず負債とりわけその時価測定(割引現在価値)が先に行われるというのは¹⁴、何らかの別の要請(会計目的)、たとえば財務実態や財務リスクの開示(財務透明性)といった要請(換言すれば制度的規定)が働いていることに起因しているのではないか、ということである。

結果的な損益計算とは、まさにそうした要請にいわば付随して結果的に出てくる損益計算という位置にあり(制度的規定→会計計算)、したがってそれはすでにみた会計原則での損益計算の基本原則(これがそこでの第一義的目的)とどこまで整合し得るかが問われる。ここに会計目的とのかかわりで検討されるべき1つの論点があり、その検討次第ではここでも新しい退職給付会計基準が従来の「発生」の内容拡大の延長上にあり得るかという、より基本的な問題が問われることになる¹⁵。

以上、2つの新会計基準と会計原則との整合性の問題をみてきたが、要約すれば次のとおりである。この他にも整合性に問題のありそうな会計基準の検討が必要になるが¹⁶、いずれにせよそれら個々の新会計基準が企業会計原則修正の延長上にあり得るかの問いは、今日の企業会計の変容をどのように捉えるかという、より大きな問題(全体の再構成問題)とかかわる。

損益計算の基本原則＝「すべての費用及び収益は、その支出及び収入に基づいて計上」

- ├ 「収入」：第3・4次修正での「実現」の内容拡大(将来収入と収益認識の拡大)
 - 金融商品会計基準はその延長上にあり得るか？
- └ 「支出」：第3・4次修正での「発生」の内容拡大(将来支出と費用認識の拡大)
 - 退職給付会計基準はその延長上にあり得るか？

3 企業会計の変容と全体の捉え方－3つの異なる見方－

企業会計の今日的変容の全体をどう捉えるか、その再構成のあり方は論者によって異なる。本節では、金融商品会計を中心にしてこの問題を考えてみる。

(1) 「拡張の論理」と全体－「基本」＋「拡張」－

金融商品会計とりわけ売買目的有価証券の時価評価損益は、従来の会計枠組みで捉えら

¹³ 石川[2004c]補論2では、引当配分か(債務の)時価評価差額かという観点から論じている。

¹⁴ 割引現在価値計算においては割引率の扱い(当初認識時のままか、特定時点での割引率か)が時価測定かどうかのポイントになる。会計配分の枠内での割引現在価値計算のケースについては石川[2002b]参照。

¹⁵ 特に会計計算の制度的規定性は重要であり、このことは先の金融商品会計についても同様である。石川[2000]第10章第3節ではその点を原価主義会計もふめく論じている。石川[2004a]35-36頁も参照。なお、年金費用の論点については石川[2004c]第4節参照。

¹⁶ 石川[2004c]補論3では税効果会計と貸倒懸念債権を取り上げて、2つの異なる見地(フロー志向とストック志向)にたつ会計方法の併存について論じている。

れるものかどうか、この問いへの答えはここでいう「全体」をどう捉えるかの1つの試金石である。

まず、それを従来の実現概念の拡張で説く見解がある。すでに石川[2000]（第5章）ではそれを「実現可能説」として論じているので繰り返さないが、ここではその1つの典型的見解が示されているFASB[1984]（概念ステートメント第5号）の次の見解、すなわち「製品またはその他の資産は、それがさほどの努力も要せず信頼できる確定可能な価格をもって売却できるという理由で、容易に実現可能である場合には（例えば、特定の農産物、貴金属および市場性ある有価証券）、収益およびある種の利得または損失は、その生産の完了または当該資産の価格の変動の時点で認識される」（パラグラフ84e、傍点は引用者）をあげておきたい。特定の实物商品（生産の完了）も有価証券（価格の変動時点）も実現可能基準のもと（同一レベルで）同列視されていることに留意したい。

ここで重要なのは、その見解から想定される全体は従来の枠組みの「拡張の論理」による再構成となり、それは後述の見解との比較において、全体＝「基本」＋「拡張」という一元論的全体構成の構図となるという点である¹⁷。ここで「基本」とは従来の会計枠組み（配分・対応・実現の枠組み）を意味する。

(2) 「補完の論理」と全体－「基本」＋「補完」－

次に見る見解は、これもすでに石川[2002_d]（8-9頁）および石川[2004_c]（第5節）で論じたことだが、これまでの会計枠組み（利益計算の枠組み）を「補完」というかたちで金融商品会計を位置づける見解がある。ここでは、次の2つの見解をあげておきたい。すなわち、1つは金融商品の時価評価による評価損益を「…事業から切り離された金融商品の評価に基づいて、実現した利益をとらえる可能性を拓くものであった。取引というフローを測るやり方が見落としてきた利益実現の一面を、ストックの評価という面から拾い上げたわけである。企業会計の中心となる実現利益において、それは取引に基づくキャッシュフローの期間配分を補完する役割を果たしたといえる」（斎藤[2002]435頁、傍点は引用者）との見解にみられる。そこではストック評価による実現利益という新たな概念が、これまでの実現利益の計算（取引に基づくキャッシュフローの配分）に対する「補完」という位置づけで登場している¹⁸。

もう1つは、「期間損益に経験的な解釈を与えるための手段として、特定の属性値によりストックを評価し、その差分を期間損益に反映させているケースの典型例としては、金融資産の時価評価を挙げられる」（米山[2003]206頁、傍点は引用者）との見解である¹⁹。ここでは、先の見解と同様にストック評価による利益計算が、そうしたストック評価から独立した配分計算による利益計算と（これが伝統的な利益計算）、利益計算という点で「両立」する。さらに、その両立の内容はといえば、前者が後者では捉えられなかった実現利益の

¹⁷ これまでの会計枠組みのなかで捉える見解はこの他にも「広義実現説」、「貨幣性資産説」などがある。石川[2002_d]参照。

¹⁸ そこでいう「取引」とは（实物商品の）売買取引であり、有価証券の評価益はそれと区別されたストック評価による実現利益とみているのである。少なくとも筆者にはそう解釈できる。

¹⁹ 年金債務の時価評価（年金費用）のケースも同様の見解がとられている。この点については石川[2004_c]第5節参照。

計算（キャッシュフローの期間配分）を「補完」しているとみる。まさに、「評価の手続は、むしろ配分のロジックにもとづく利益の計算を補完するものと意義づけられる」（同 221 頁、傍点は引用者）というわけである。

そこではあくまで配分手続による利益計算が基本であるが、ただここで取り上げた金融資産の時価評価（評価損益）にみられるように、配分手続だけでは今日の利益計算は説明できない。そこで、評価手続による利益計算が、配分手続による利益計算を「基本」として、利益計算という全体を「補完」する。留意したいのは、補完であるから、「全体＝基本＋補完」となるが、その「基本」は配分の方にあるということである。したがって、こうした見解から想定される全体を描けば、従来の枠組みをその基本として「補完の論理」による全体＝「基本」＋「補完」という構図になる。ここでも、拡張ではなく補完であるが、同じく一元論的全体構成を描くことになる²⁰。

(3) 「区別の論理」と全体－「系Ⅰ」＋「系Ⅱ」－

第 3 の見解は、筆者がこれまでとってきた見解である。したがってここでは繰り返さないが、その発想は端的には「…これに対し、これから述べる議論では、実物経済を基礎にする実物資産と、金融・証券経済を基礎にする金融資産・負債との『区別の論理』に基づいている」（石川[2002 a]29-30 頁）にみられる。そうした発想からすれば、今日の時価会計、とりわけ金融商品の時価会計の登場は、伝統的な原価主義会計がその捕捉対象としていた実物商品（財・サービスの生産・販売活動）ではなく、金融商品（証券・金融の経済活動）がその対象になっており、それゆえに金融商品の時価会計を実物経済の会計枠組みの拡大・延長上（拡張の論理）ではなく、それとは何らかの別枠のもとで再構成するという視点（区別の論理）が重要になるわけである²¹。

これまでの見解がいずれも（拡張であれ補完であれ）その全体を一元論的に捉えるのに対し、この発想のもとでは全体を異なる 2 つの系から構成されるもの（ハイブリッド構造）として捉える。先と同様に、そこで想定されている全体を描けば、全体＝「非金融資産・負債（実物経済系）の会計」（系Ⅰ）＋「金融資産・負債（証券・金融経済系）の会計」（系Ⅱ）となる。こうした観点から捉えた今日の企業会計のハイブリッド的変容、とりわけその形と方向については石川[2004 b]（67 頁）で論じたのでここでは繰り返さないが²²、1 点だけ指摘しておけば系Ⅱの計算系が何らかの要請のもとで系Ⅰの領域に次第に浸透してきている現実があるという点である。

全体をみるときもう 1 つの視点は資本維持の概念であろう。すなわち、端的には今日の公正価値会計に基づく資本利益計算はいかなる資本維持が考えられるか、それは従来の名目資本維持系のなかで説明できるものかという論点である。この論点についてもすでにい

²⁰ ちなみに米山[2001]（初版）では「配分スキーム」対「評価スキーム」の構図があった。ここでは、スキームに「仕組み、機構、システム、体系」といった意味があるので、それぞれが 1 つの思考の仕組み、ないし枠組みといった意味合いをもち、その全体は暗黙裏に両スキームの 2 元論的構成が想定されていたように見える。だが、ここに取り上げた米山[2003]（増補版）では、その二元論的全体構成およびスキームという用語は後退し、二元論的構成から補完的一元論的全体構成へ、その再考の構図をみてとれる。詳しくは石川[2004 c]第 5 節参照。

²¹ 別枠論については石川[2000]第 11 章第 4 節、石川[2002 d]7-8 頁、『日本経済新聞』2000 年 12 月 18 日の「経済教室」参照。

²² 端的には石川[2004 b]67 頁の図表 4 参照。

くつかの論考で論じたので繰り返さないが、少なくともそれが実体資本維持とは区別される貨幣資本維持であっても、そのことがただちに名目資本維持を意味するとはかぎらないという点である²³。いずれにしても、この資本維持の観点からも、拡張か補完かそれとも併存かという問いの設定が可能となる²⁴。

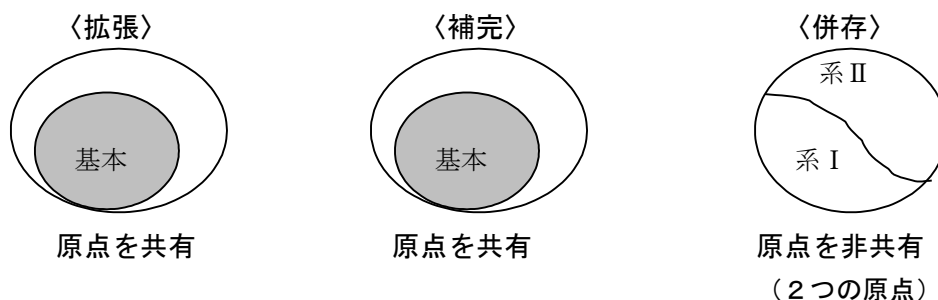
(4) 3つの異なる見方—その構図—

したがって、今日の企業会計の全体構成は「拡張の論理」ではそれが伝統的会計枠組みの拡張であるがゆえに全体構成は一元論的構成となり、また「補完の論理」も補完であるがゆえに同じく一元論的構成となる。補完も拡張も、ともに従来会計枠組み（配分・対応・実現の枠組み）を基本とした一元論的全体観となる点で共通する。これに対し「区分の論理」は、区分であるがゆえに、いずれが基本ということではなく、併存的二元論の構成をとることになる。こうした今日の企業会計の変容の捉え方の相違は、後述するあらたな会計秩序の構築のあり方とも密接にかかわってくる。

以上、3つの捉え方の相違をイメージ図とともに要約すれば図表1のようになる。ここで、「基本」＝従来の会計枠組み（配分・対応・実現の枠組み）、「系Ⅰ」＝実物経済系の会計、「系Ⅱ」＝金融・証券経済系の会計である。「拡張」と「補完」が1つの原点を共有しているのに対し、「併存」は原点を共有していない（異なる原点をもつ）ことに注意されたい。

図表1 全体の捉え方—3つの構図—

- (i) 一元論的構成 —
- ① 「拡張の論理」（拡張的一元論）：全体＝「基本」＋「拡張」
 - ② 「補完の論理」（補完的一元論）：全体＝「基本」＋「補完」
- (ii) 二元論的構成 — ③ 「区分の論理」（併存的二元論）：全体＝「系Ⅰ」＋「系Ⅱ」



²³ 詳しくは石川[2000]第8章、石川[2002c]第4節参照。

²⁴ 石川[2004]第8節では資本利益計算の全体のあり方について、資本維持と利益計算の観点から、3つの全体観（拡張的利益観、補完的利益観、併存的利益観）を論じている。

企業会計の変容と企業会計原則（二・完）

石川純治

〈前号〉

- 1 はじめにー半世紀の意味ー
- 2 会計ビッグバンと企業会計原則ー新会計基準は会計原則修正の延長上にあり得るかー
- 3 企業会計の変容と全体の捉え方ー3つの異なる見方ー

4 近時の商法改正と企業会計原則ー開示規制と配当規制の変容ー

商法とりわけ会社法においては、その規範（原理・原則）にかかわる抜本改正が行われようとしている。そこに、規範と現実との乖離が大きくなったとき、規範が現実の方に合わされようとする1つの適例を見ることができる。ここでいう規範とは、会社法の根幹にある（有限責任制の対価としての）「資本3原則」（資本制度）、すなわち①資本確定の原則、②資本不変の原則、③資本充実・維持の原則にほかならない。

この3原則のなかでも、とりわけ「資本充実・維持の原則」の根幹にかかわる改正が、近時の改正（平成13年、平成14年）、そして法制審議会（会社法部会）が公表した「会社法法の現代化に関する要綱試案」（平成15年10月）のなかに一貫して見られる。ここでは、先に示した視点、すなわち企業会計原則修正の変遷史とのかかわりでもておきたい。

（1）開示規制と配当規制の変容ー省令委任の意味ー

周知のとおり、これまでの企業会計原則の修正、とりわけ第3次、第4次修正（調整的発展の時代）は会計原則の論理（損益計算の基本原則）と商法の論理（債権者保護による資本充実とその物的基礎としての財産の確保）との調整の歴史でもあったわけで、その商法がそれまでの部分修正ではなく抜本改正であるなら、ここでもこれまでの部分修正の延長（第5次修正）ではなく、企業会計原則の何らかのかたちでの抜本の見直しと密接にかかわってくる。ここでは、開示規制および配当規制（配当財源）の変容、とりわけ省令化（委任）の意味をふまえてみておきたい。

今回の商法改正の1つの重要な点は、それまで商法本体で規定された財産評価と配当規制の一部が省令化（委任）というかたちで本体から切り離された点にある（285条の財産評価の特則、290条の利益の配当）²⁵。これは前節までにみてきた企業会計の今日的変容への柔軟な対応の1つのあり方であり、（商業帳簿の作成規定に関する）「斟酌規定」（32条2項）の一層の進展のかたちともとれる²⁶。特に開示規制につき、その省令に委ねることの意味は、その面においてかぎりなく証券取引法に近づくということであろう（会社法の“証券取引法化”）。この点で、企業会計原則との調整の歴史は、ある意味で終止符を打つという意味すらもつといえよう。

では、配当規制の方はどうか。この面でも資本金および法定準備金を除いて配当不能財

²⁵ 改正285条により、各種の資産および引当金の評価規定（改正前は285条の2～7、286条、287条で規定）はすべて本体から削除された。

²⁶ 斟酌規定は第1編「総則」のなかでの規定であるのに対し、省令委任は第2編「会社」第4章「株式会社」の「会社の計算」のなかでの規定であることに注意したい。この違いは、「会社法」の法典化ともかかわるだろう。

源の一部省令化という方式がとられている（290条1項4号）。だが、例えば開示規制の面で時価会計導入が図られながらも、その評価益（未実現利益）が配当財源になるかどうかは省令の規定に委ねることになるが、そこには従来の商法の論理が作用する。例えば「このような不確実な利益を配当することを認めるときは、会社の財産的基礎を危うくし、会社債権者等を害するおそれがあることから、配当可能利益の計算上は、貸借対照表上の純資産から、時価を付したことにより増加した貸借対照表上の純資産額を控除すべき」（法制審議会[1999]、傍点は引用者）こととされ（改正前商法 290条1項6号で規定）、それが今回の省令化で商法施行規則にそのまま規定されたわけだが（株式会社の利益配当における控除額、第124条3項）、そこには依然として従来の債権者保護の発想がある²⁷。ちなみに「不確実な利益」についていえば、今日の企業会計はそれが配当可能かどうかにかかわりなく、むしろ逆に不確実であるがゆえに、その不確実性（リスク）を投資家に情報開示するわけである。ただ、それがなぜ利益なのか、その論拠づけに必ずしも定説があるわけではない²⁸。

しかし、こうした従来の債権者保護の発想は、評価益に限らず他の配当財源もふくめて将来もそうであるとは限らない。ここに省令委任の1つの意味がある。この点で、将来の配当規制のあり方につき資本原則が必ずしも唯一絶対のものかどうか、その再検討の方向は重要なところである。とりわけ「伝統的な債権者保護規制が緩和されつつあるだけに、別の観点から債権者保護を実効的なものとする必要性は一層高まっている」（浜田[2004]27-28頁）として企業会計情報の公開の徹底があげられているのは重要であろう。尾崎[2002]でも「資本原則が唯一のものではない」（23頁）とし、企業情報開示の充実（特にキャッシュ・フロー情報の重視）が資本原則に代替する1つのあり方としてあげられている²⁹。

肝要なことは、有限責任制の対価をどうするかたちで担保するかであるが、従来の資本原則はその“1つの”あり方（方式）ということであろう。ただ、情報開示の徹底がこれまでの資本原則を基礎にした計算構造的拘束（厳格に維持拘束すべき資本）に代替しうるものかどうか、有限責任の対価という原点に照らして慎重に検討すべきであろう。とりわけその情報開示の前提ないし基礎が重要であり、ここに「記録」の重要性、今日的には内部統制システム（その構築責任）の重要性が浮上してくる³⁰。

いずれにせよ、この面でも大きな変容がとげられようとしており³¹、そのことは何らかの

²⁷ 詳しくは石川[2000]第5章補論5.2参照。

²⁸ 石川[2002d]ではいくつかの説について論じている。特に、はじめから利益計算の再構成論として登場してきたのか、それとも情報開示（財務透明性の向上）から結果的にでてきたものか、この視点は議論の出発点として重要であろう。その点で、「情報開示が利益を生むか」という素朴な問いも（石川[2004a]35-36頁）必ずしも的はずれなものとはいえないだろう。

²⁹ そこに配当規制の面にも情報開示優位志向（情報開示>利益計算）の浸透を見て取れる。利益計算>情報開示→情報開示>利益計算へのシフトの構図については石川[2000]270頁参照。

³⁰ 有限責任の対価を「記録」vs.「報告」の観点からみれば、記録と財産保全の観点（従来の商法）から報告（情報開示）へシフトしてきている傾向を見て取れるが、有限責任制との関係での「記録」あるいは「正規の簿記の原則」の今日的意義が重要である。石川[2004a]29-31頁、石川[2003b]76頁参照。内部統制の構築責任については上村[2002]183-84頁参照。

³¹ 資本制度の崩壊、とりわけ配当規制とのかかわりについては例えば安藤[2003]、野口[2001]、弥永[2003]第9章参照。

かたちで従来の意味での「商法会計」が後退化することを意味するだろう。

（2）二重構造から証券取引法会計への一体化－「商法会計」の後退化－

ひるがえって、これまでの企業会計が「損益計算の構造自体が実現主義の原則、発生主義の原則、および原価主義の原則等にささえられた処分可能利益計算構造であり、その枠内での経営成績表示を目的とするもの」（畠村[1985]33頁、傍点は引用者）であるなら、会計原則の基礎には処分ないし分配可能利益計算の枠組みがあり、そのもとで利害調整会計および意思決定会計（情報開示会計）の双方が遂行されてきたといえる。企業会計原則は、したがってこの双方の目的を担う会計原則という役割を合わせもち、そうした二重の構造の上に立っているといえる。

だが、金融商品会計などに代表される今日の新しい会計基準は後者の（意思決定有用性を基軸にした）情報開示会計の優位性の見地から出てきており、その意味で企業会計原則の基本枠組み（収支的期間損益計算）と金融商品会計基準など個々の新会計基準とは、先の利害調整会計と情報開示会計との二重の構造のもと、その整合性ないし首尾一貫性の問題が一層明確な形で現れてきているといえる。しかも、そのことで情報開示会計がその優位性のもと利害調整会計から次第に分離される方向にあるといえる³²。

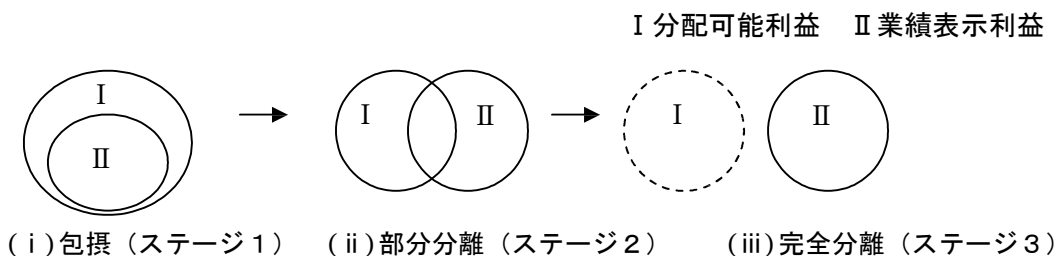
これに加えて、先にみた商法における（省令委任方式による）開示規制の証券取引法化および配当規制（配当財源）の大きな変容がなされようとしているわけであるから、その分離傾向はこれまでの商法との調整という枠を超えていっそう強まるものと思われる。まさに、「開示規制と配当規制とは従来通り商法第290条という調整場でなんとかつじつまをあわせる形にはなっているが、先に述べたように業績利益の多元化といった方向が将来においてわが国にも導入されるようになると、そのようなこれまでの調整方式ですむのかどうか、筆者には疑問に思われる。それは調整といったレベルを超えて、両者は基本的に分離していく方向になる可能性も十分考えられるわけである」（石川[2002a]41頁）との指摘の方向に進んできているわけである。ちなみに、そこで示した図をここに再録しておこう（図表2）³³。ステージ3の破線は、分配可能利益なる利益概念そのものが存在しなくなる可能性（単に配当可能額）を示している³⁴。

³² 石川[2000]270頁 図表10.5での一元的利益計算会計と多元的情報開示会計の対比参照。

³³ 石川[2002a]41頁図表4。石川[2000]第9章（241頁）および第10章（271頁）でも同様の指摘をしている。

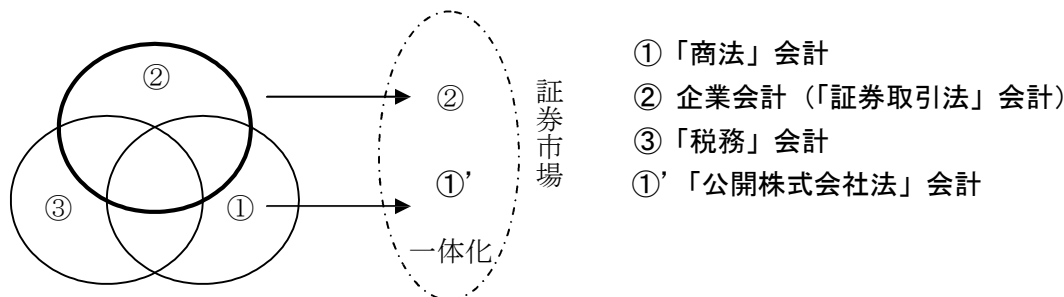
³⁴ 例えばIASB[1997]は利益の測定と分配可能性についての基本的考えを、次のように述べている。すなわち、「起草委員会は、企業の利益分配・配当政策及び（事業の支払い能力、流動性、将来のリスク及び予想される将来の現金需要などに関して）その基礎となる幅広い考慮が、利益の測定と区別されるべきであるというのが基本であると考えている」（第6章パラグラフ3.8、傍点は引用者）と。こうした、利益測定と分配可能性とを直結させない考え方は有力な見解となりつつある。石川[2000]128-29頁参照。ちなみに、会社法制現代化の「要綱試案」（法制審議会[2003]）では、より一般に「剰余金の分配」（利益配当はその1つ）として整理統合しようとしており、そのことは「会社財産の払戻に対する横断的規制」という表現に端的に表れている。

図表2 分配可能利益と業績表示利益の関係



こうして三位一体関係（トライアングル体制）の一角を形成してきた商法会計と企業会計（証券取引法会計）の関係は、商法側からの公開株式会社法への分離・独立化にともない証券取引法会計へ一体化し、そのことでこれまでの二重構造（図表2のステージ1, 2の段階）はその基盤を失いここに「商法会計」の後退化が始まるといえることができる（図表3参照）³⁵。

図表3 三位一体関係の変容



（3）資本と利益の区分—拘束性と処分性の変容—

商法の改正は、配当財源の問題にもかかわって、資本と利益の区分（資本剰余金と利益剰余金の区別）という会計原則の根幹にかかわる問題とも密接にかかわる³⁶。ここでは紙幅の関係上、資本準備金の取崩しによる配当可能利益への組み入れ問題を特に「拘束性」（資

³⁵ 利益ないし所得に関する三位一体関係の変容にも触れておけば、先の図表2で配当可能利益の存在可能性に触れたが、③の法人所得も企業会計との齟齬が大きくなってきており、ここでも分離主義の方向が進めば業績利益（企業会計）との分離が起こり、ここに利益ないし所得においても①から③の関係は大きく変容する可能性があるといえる。①配当可能利益（商法）←分離→②業績利益（企業会計）←分離→③法人所得（法人税法）。

³⁶ 企業会計原則では昭和49年の第3次修正で資本取引と損益取引の区別の注解をあらたに設定したが、それは商法上の見地との相違に基づくものであった。もともと会計原則上の資本と商法上の資本とは相違しており、強制法規である商法に歩み寄って調整されたわけである。企業会計原則での資本取引と損益取引の区別の修正過程については鳥村[1985]15-18頁、193-98頁、剰余金に関する注解の修正過程については同250-55頁参照。いずれも商法との調整の歴史といえるが、その大枠は昭和29年改正（第1次修正）での剰余金の2区分（資本剰余金と利益剰余金）で一貫している。

本）と「処分性」（利益）の変容という視点から触れておきたい³⁷。

周知のとおり改正商法は資本準備金の減額による配当可能利益への組み入れを容認した。これは利益準備金の取崩しとは違って資本の利益への転化という会計原則の根幹に触れる問題であるだけに、会計上はそのまま容認することはできない。例えば、企業会計基準委員会[2002]（企業会計基準第1号）では、まず（利益剰余金に対する）資本剰余金の区分をあらたに設け、そのなかの「その他の資本剰余金」（資本準備金以外の剰余金）に「資本金及び資本準備金減少差益」として配当可能利益に含まれる形を講じた。ここに資本と利益の区分原則をもたない商法との相違がみられるが、強制法規たる商法を拒否するわけではないので、形式的には資本と利益の区分をとっているものの、その実質に変わりはないといえる³⁸。なお、①資本減少額→②減少差益→③配当可能利益という手順には、①→②で会計上の性格（資本性の剰余金）が変わるわけではないので、表示上とはいえ会計学的に矛盾ともとれる（減少差額→配当可能額なら分かる）³⁹。

さらに、企業会計基準第1号では両者の振替の禁止はいうまでもなく、処分の段階でも区分しているのは（「当期末処分利益の処分」と「その他の資本剰余金の処分」）その源泉の相違からして会計上当然のことであろうが、本来維持拘束すべき資本が利益の性質たる処分性をもった点で（資本性と利益性を合わせ持つ）、会計上も大きな変容といえる⁴⁰。「当期末処分利益の処分」とは区分されても、その大枠は利益処分計算書のなかでの区分であることをみても、この処分性の観点からは会計上の性格も変容しているといわざるを得ない。

重要なことは、資本／利益の前提となる拘束性／処分性をどのような見地から捉えるかである。例えば従来の債権者保護の見地に立つ資本制はその拘束性／処分性の“1つの”あり方であり、会社法の大改革（公開株式会社法）では証券市場を中核においた投資家の見地に立つ、また“別の”あり方が構想されるわけである。この点で、会社法がいわば一歩先に飛ぼうとしているわけで、会計上の資本も（制度上は法律を度外視できないにして

³⁷ もう1つは資本準備金と利益準備金の区別の撤廃問題である。「要綱試案」（法制審議会[2003]）にいたっては明確に区別の廃止を謳っている。なお、平成13年商法改正の企業会計への影響については例えば岸田[2001]、わが国の法定準備金制度の変遷と近時の変容・変質については尾崎[2002]参照。

³⁸ 商法はこの企業会計基準の資本の部の新しい表示方式を全面的に受け入れたが（平成14年3月改正の商法施行規則）、このことは企業会計基準委員会の会計基準が従来の「企業会計原則」と商法との調整に代わる役割をすでに果たしているという現実を如実に示している。なお、この新しい表示区分は先の注36でも触れたように、もともと企業会計原則の基本原則で明確に示されていた区分であり、その点であらたな資本の部の表示は、今回もまた商法改正を受けたものであるが、あらためて原点（資本と利益の区分原則）にそった形のものになったといえる。

³⁹ この点は自己株式処分差益についても同様である。なお、その経済的実態は新株発行と共通するので、（その他の資本剰余金ではなく）資本準備金と同様の取扱いとすることが考えられる。この観点から、「要綱試案」（法制審議会[2003]）では自己株式処分差益を直接配当（債権者保護手続きを経ない）できる現行制度の見直しが検討されている。

⁴⁰ さらににはその他の資本剰余金処分による配当を受けた側でも、利益処分との区分処理（受取配当金ではなく投資額の払い戻し→有価証券簿価の減額）を求めている。ただ、売買目的有価証券では受取配当金（収益）とされ、その点で（支払側は受取側の保有目的は関知しないにもかかわらず）利益処分的性格になっている。

も) いかなる見地からどのような内容の拘束性と処分性を資本と利益に求めるかがあらためて問われよう⁴¹。

いずれにしても、設立からおよそ半世紀を経た企業会計原則は、(会計ビッグバンにともなう) 新会計基準の導入や(経済産業政策にともなう) 商法大改正によって、その基盤が大きく揺れ動いていることは確かである(図表4参照)。そこに、今日の証券市場を中核に据えた財務会計の新たな概念枠組み(いわゆる日本版概念フレームワーク)構築の重要な意味がある。そして、それは企業会計原則の抜本的見直しのいわば表と裏であるともいえる⁴²。

図表4 商法と企業会計の変容—相互の影響—

	改正商法	企業会計
開示規制	評価規定の省令化 ←	新会計基準の導入 (実態・リスク開示、資産・負債観の台頭)
配当規制	配当財源の省令化 (配当可能利益の変容) ←→	資本と利益の区分

5 会計基準の整備と概念的基礎—新たな概念枠組み構築の意義—

今日の制度会計は、企業会計原則と必ずしも整合しない新たな会計基準の導入、さらには商法の抜本改正を受けて新たな時代に直面している。先の企業会計原則の歴史(2つの時代区分)に照らしていえば、その“第3の時代”に入ったともいえる。それは、繰り返していえば、「三位一体」関係の一角を形成してきた「商法会計」と「証券取引法会計」の二重構造(第1、第2の時代)から証券取引法会計への一体化(第3の時代)というあらたな関係を意味する。

この7月に公表された「討議資料：財務会計の概念フレームワーク」(財務会計基準委員会、以下単に「討議資料」)も、こうした文脈において捉えればその意義がよく理解される。いみじくも、その「公表にあたって」のなかで、「…委員会の中心的な役割との関係上、原則として証券取引法上のディスクロージャー制度を念頭に置いて記述されたものである点にも留意しなければならない。ここでは公開企業を中心とする証券市場への情報開示が前提とされている」(傍点は引用者)との叙述は、まさにその目的がどこにあるかを明確に謳っている。まさに留意すべきところである。

本節では、このわが国の会計制度史上きわめて大きな意味をもつ「討議資料」を、公表直後という時点であるが、特に本稿の主題に即して、以下3点についてのみ論じてみたい。

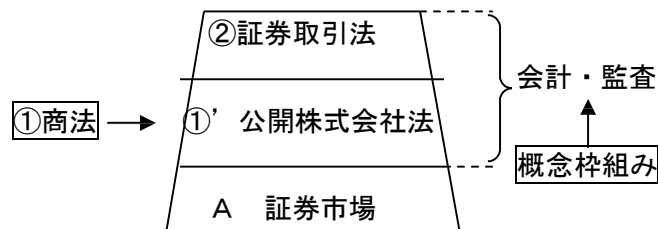
⁴¹ その際、今日の企業をどう捉えるか(企業観)が拘束性/処分性の変容問題と密接にかかわり、さらにはその企業観を史的文脈において捉える視点が重要になる。また、拘束性(資本概念)に関して、経済的資本維持(井尻)や拘束性の認識範囲(森田)と資本概念も1つの視点になる。石川[2000]第12章298頁、322-23頁の注5および注18参照。

⁴² 企業会計原則をどうするかについては、その制度的役割の「終焉論」と「存続論」の議論がある。富岡[2003]第2部第7章第6、7節参照。特に企業会計原則に代わるものを“新築すべき”か、それとも“改築すべきか”の議論は第3節での全体構成の3つの捉え方(端的には図表1)の議論ともかわる。いずれにせよ、黒澤が生きていたらあっさり企業会計原則の終焉を受け入れるかどうか。

(1) 制度会計上の位置

第1に、概念枠組みの制度会計上の位置について触れておかねばならないだろう。これまでの議論をふまえてそれを図式化すれば、図表5のように示される（先の図表3も参照）。①から①'への分離・独立化で①'と②は一体化し、そのあらたな関係のもとでの概念枠組みの位置に注意されたい。それは、①と②との関係から成立している現行の企業会計原則とは明らかに異なる位置にあり、そのことは（まだ構想の段階ではあるが）①'を介在させることで一層明確になる。その点でも、①→①'の意味はきわめて大きいといえる。なお、一層の理解のためにはAのさらなる基礎にあるものの考察が重要になるが、この点ではあとで触れる。

図表5 概念枠組みの制度会計上の位置



(2) 金融商品と「リスクからの解放」－擬制取引と不可逆性－

第2に、本稿第2節での議論とのかかわりにおいて、あらたな実現概念に触れておきたい。まず「討議資料」での計算構造を示せば、 $A \text{ 純資産} (\text{㊟資産} - \text{㊟負債}) = B \text{ 資本} + C$ その他の要素、 $D \text{ 純利益} (\text{㊟収益} - \text{㊟費用}) = \Delta B$ となるが（ Δ は増減を表す）、特に純利益（収益・費用）および資本の地位が重要である⁴³。そして純利益の重視→純利益＝「リスクから解放された投資の成果」→リスクからの解放＝「(事実としての) キャッシュ・インフロー」＝「不可逆的な成果が得られた状態」＝「期待から事実への転化」、となる⁴⁴。金融商品もむろんこの全体構造のなかで説明されるが、問題はそこでの純利益がいかなる意味でリスクからの解放とみなされるかである。

例えば第2節で議論した売買目的有価証券の評価益は、（交換ではなく）市場価格の変動に着目した収益の測定となろうが、そこでは資金の回収と再投資とが繰り返されているとみなされることで投資の成果が生じたとされる（「認識と測定」48項）。時価が連続して変

⁴³ この計算構造については、そこには英米系のフレームワークと同様に「資本等式」の基本構造があるが、いくつかの点で必ずしもそれと同じでない。特に、純利益重視とそれに伴う資本の定義および収益・費用の地位が重要となろう。ちなみに、そこでの収益・費用の定義（純利益を増減させる項目）はFASBとIASBが現在合同で進めている資産・負債観による収益認識の考え方とぶつかる可能性もはらんでいる。

⁴⁴ 「財務諸表の構成要素」（以下、単に「構成要素」）9、14項、「財務諸表の認識と測定」（以下、単に「認識と測定」）61項。なお、同じく投資の成果とされているが、リスクから解放されていない投資の成果（その他の包括利益）はCその他の要素に入る。ちなみに、 $\Delta A = \Delta B + \Delta C$ で、右辺の ΔB は損益取引（ $D = \text{リスクからの解放}$ ）および資本取引から構成される。となると、 ΔC には損益取引でも資本取引でもない“第3の”取引分類が想定されるかという問いがでてくる。

動する有価証券の特定時点での評価（保有）損益を、「不可逆的な成果が得られた状態」（同60項）としてみるには、こうした擬制された取引（売買）の連続を想定せざるを得ないであろう。しかし、より重要と思われる問題点は、こうした擬制取引を想定する（想定せざるをえない）発想元がどこにあるかである。

まず「リスクからの解放」概念が「投資」に着目したあらたな実現概念であることに留意する必要がある⁴⁵。石川[2002d]では「主観のれん説」（事前事後確認説）が、実現概念の観点からすれば、「広義（あるいは事実上）の実現説」でもあるとの解釈を示したが、「討議資料」にも（実現という用語は使われないが）そうした事実上の実現説の考え方がうかがえる⁴⁶。端的には、事業に拘束されていない金融投資の価値変動（典型的には売買目的有価証券の評価益）＝「広義の『実現した成果』」＝「『投資のリスクから解放された成果』と同じになる」との説明にみられる（「認識と測定」61項脚注20）。となると、石川[2002d]ですでに指摘したいくつかの問題点はここにも妥当するだろうが、ここではそれを繰り返さない。要は、評価損益の擬制取引化の発想元が実現の基礎にある実物のフロー思考にあるのではないかという点である。

実現ではなく、ストックの再測定→再測定差額損益であるなら（ストック思考）、それも利益計算の1つのあり方として理解できないわけではない。それを（リスクからの解放という名の）実現思考の枠内で論じようとするとはある種の無理がでる。ビジネスリスクからの解放（フロー思考としての実現）は実物の事業投資には十分理解できるが、それと同じフロー思考で金融投資の「評価（保有）」損益を「取引」（売買）として擬制している。そこに実物的・実現（フロー）思考の延長が垣間見える。

（3）内的な整合性と「基本的な考え方」－プロフェッションとアカデミズムの接点－

第3は、海外の概念書との最大の違いと位置づけられている「内的な整合性」である。特に筆者は公表前から英米系の概念書が意思決定有用性の見地に立脚しているだけに、その有用性と整合性とのかねあいが1つの注目点であった。「討議資料」ではその関係において、一定の独立した地位を与えている点は注目されるが、ただその大枠は（証券市場をその中核に据えていることからしても）あくまで意思決定有用性の枠内であることにはかわりはない⁴⁷。その点を指摘しておいて、ここでは紙幅の制約上、特に整合性の意義についての

⁴⁵ そのことは「認識と測定」61項での「…あえて『実現』という表現を使わないことにした」との説明にもみることができる。なお、「討議資料」の重要なキーワードは「投資」であり、B/Sは「投資のポジション」、P/Lは「投資の成果」となっている。したがって、実現概念もその文脈のなかで概念化される。特に投資のポジションという捉え方は、従来のB/S「残高」に比してポジションの価値変化を内包する思考となっているように思える。

⁴⁶ 「主観のれん説」については石川[2000]第6章を参照されたいが、特に164頁では「投資財からの分離」、「リスクから成果に相当する資金が解放」（大日方[1994]49頁）、ならびに拘束資金解放説（森田説）について論評している。価格変動会計での森田理論（貨幣資本の拘束性の認識範囲）については森田[1979]第12章、石川[2000]第12章参照。

⁴⁷ 内的整合性の2つの役割、すなわち①情報価値を推定する補完的位置、②整合性自体が有用（「質的特性」13項、7項）も大枠は意思決定有用性の枠内である（質的特性の関係図も参照）。そのことは「質的特性」の序文で「これは（意思決定有用性－引用者）、すべての会計情報とそれを生み出すすべての会計基準に要求される規範として機能する」（傍点は引用者）と明確に謳われていることから分かる。このことは、特に財務報告の環境が変化している場合に内的整合性の犠牲のもとで有用性が優先される（有用性>内的整合性）ことを意味するだろう。

み触れておきたい。

まずもって重要なことは何に対して整合性なのかその対象であるが、「討議資料」は会計基準全体を支える「基本的な考え方」と矛盾しないこと（「質的特性」6項）、そしてその基本的な考え方とは「会計基準、会計実務、会計研究などについての歴史的経験と集積された知識の総体」としている（同14項）。したがって、この整合性の拠り所である「基本的な考え方」の内容がきわめて重要になるが、そこはかなり抽象的に「歴史的経験と集積された知識の総体」という表現にとどめている。だが、海外の概念書との最大の違いということであれば、とりわけ“日本的”概念フレームワークというときその日本的なるものをどこに求めるかという点からすれば、その「基本的な考え方」の内容においてどう違かがきわめて重要になるだろう。ここにわが国の会計アカデミズムの一定の役割があり、そこにプロフェッションとアカデミズムの接点があるといえる⁴⁸。特に制度の設計にあたって、それをその基礎から支える「理論」の重要性が指摘されるが、この点は後で触れたい。

ところで、内的な整合性が意味を持つのは財務報告を取り巻く環境が変わらない状況下であり、その環境が変化した場合は「新たな環境に適合する会計基準の体系を模索することとなる」（「質的要素」8項、傍点は引用者）。そうであれば、現在の会計環境はどうか問われるだろう。ここに本稿第3節での議論、すなわち今日の企業会計の変容をどう捉えるかの議論がかかわる。その捉え方いかんでは、（将来ではなく）現在においても、まさに新たな体系を模索する必要があるといえる。

また、内的整合性は会計ルールの設定方式とも密接にかかわる。それは「討議資料」が国際的な理解が十分には得られてこなかったという、ある種の“文化的”相違ともいえる⁴⁹。第2節では企業会計原則との整合性について議論したが、わが国のこれまでの会計ルールはこの企業会計原則といういわば整合性の拠り所があったといえる。その拠り所が、すでに議論してきたように、会計環境の変化によってその基盤が揺らいでいるわけである。ここに会計基準の新たな整備が求められるが、その際、新たな体系とその下での内的整合性を重視するルール設定のあり方がどこまで国際的（特に英米系の基本的な考え方）に理解され、通用しうるか。ここにもまたルール設定の基礎にある「理論」の重要性が密接にか

⁴⁸ その点で「討議資料」の作成にあたった「基本概念ワーキング・グループ」の中心メンバーが大学の研究者であることには意味があるといえる。ただ、東大および一橋スクールの理論知（「事前事後確認説」および「拘束性・自由選択性資金説」）が反映しているといえなくもない。ちなみに両説は、表現は異なるが、「拘束」とその「解放」という点である種の共通項をもつ。前者の説での（事前の期待から）事後の事実への転化が解放にほかならず、何を期待した投資かで事実への転化の仕方すなわち成果の捉え方も異なるわけである。

⁴⁹ 「一般に成文法のもとでは、ルールの設定・改廃に際し、既存のルールとの関係を常に考慮しなければならない。しかしこうした事実については、これまで国際的な理解が十分には得られてこなかった」（「質的要素」15項、傍点は引用者）。ちなみに「既存のルールとの関係」でいえば、現行の会計ルールの全体を会計ビッグバン以前の会計ルール（集合A）と金融商品会計などの新会計ルール（集合B）から成っているとしたとき、前者のAは企業会計原則との一定の整合性のもとにあったといえれば、後者のBは本稿第2節で議論したようにその整合性が問題になっているわけである。逆に、あらたな概念枠組みでの考え方が仮にBの会計ルールを支えるものであるなら、今度はAとの整合性が問題となる。ここに企業会計原則と新たな概念枠組みのそれぞれの見地からみた“2つの整合性問題”があり、そこに第3節での全体の捉え方（集合AとBの関係）の議論がかかわる。石川[2004c]図表7参照。

かわる。

以上3点についてだけ触れたが⁵⁰、あたかも半世紀前の企業会計原則の制定が理論的にも実践的にもそのパラダイム効果を果たしたと同様に、概念フレームワークの構築は今後さまざまな議論はあろうが、あらたな時代文脈におけるパラダイム効果を果たしていく可能性があることは確かであるように思える⁵¹。

6 むすびにかえて—歴史の文脈での相対化—

本稿で論じてきたように、わが国の制度会計の中核に存在してきた企業会計原則は、その歴史に照らして新たな時代に直面している。それといわば表と裏の関係において、この7月に公表になった概念フレームワーク「討議資料」の制度会計上の意味はきわめて大きい。その制度会計上の位置については図表5で示したとおりであるが、本稿の最後にあたり、その中核にある証券市場のさらなる基礎について触れることで、いわゆる日本版概念フレームワークを歴史的な文脈のなかで相対化しておきたい。

まず重要なことは、企業会計の今日の変容をその基礎にあるものから捉えるという視点であり、「討議資料」もそうした視点からみれば一層理解されるということである。例えば石川[2004a]ではその基礎にあるものについて、「…とりわけコモンローにかかわる『デファクト・スタンダード（事実上の標準）』という視点が重要に思える。図式化すれば、『投資銀行および機関投資家→アングロサクソン・モデルの伝播→デファクト・スタンダードの国際的浸透→IAS（IFRS）などの会計基準の国際化』という構図である。こうした英米基準の基礎にあるもの（アングロサクソン・モデルの本質）、とりわけその生成変遷の理解なくして、今日起きている会計諸問題のよってたつところはなかなか見えてこないといえる。さらにいえば、こうした株主（投資家）資本主義が資本主義経済の1つのあり方—“アングロサクソン流金融資本主義”—にすぎず、したがってその生成変遷の一過程（1つの局面）であることをふまえたうえで、今日的会計現象を捉える視点（史的・総体的相対化）が重要になる。…いずれにせよ、企業会計の今日の変容も、そうした歴史の文脈のなかで、すなわち経済の発展過程とりわけ証券市場の発展過程および株式会社制度の発展過程の一環として捉えていくことで、その本質的な理解が得られるといえる」（石川

⁵⁰ この他にも、例えば①投資のポジションとその成果との規定関係に関する計算構造（特にポジションの価値変動の成果計算構造での位置—本稿第3節）、②再測定の手頭による投資のポジションの相対的重要性とそこから出てくる結果的損益計算（本稿第2節参照）、さらには③純利益重視の計算構造と純資産の内訳としての「資本」、④全体の計算構造は連携構造か非連携構造か（集合記号Cで示せば、「資本—純利益」関係C「純資産—包括利益」関係の2層包摂構造）、⑤全体は依然として名目資本維持体系か（再測定損益は名目資本維持から出てくる損益か）、⑥公正価値会計はいかなる意味で収支の期間損益計算の枠内に入り得るか（本稿第3節参照）など、いくつかの計算構造論的な論点が指摘される。

⁵¹ 黒澤は企業会計原則のパラダイム効果について次のように述懐している。「批判することは、会計学者はもちろん、誰にでもできることである。しかしこれを『実体ある存在』たらしめ、会計に関する制度的基盤として確立する仕事は、至難の問題であった。勇気と英知と協力が必要であった。…はじめ違和感をもって迎えられた『企業会計原則』も、やがてわが国の会計学者集団によって、受容されはじめた。簡単にいうと、会計原則ひとたび出ずるや、わが国の会計教科書は、すべてそれにしたがって書き改められた。これが現実のパラダイム効果である」（黒澤[1984]10頁）。

[2004 a]28-29 頁) と述べた。

こうした観点からすれば、「…市場関係者等の意見を受けて整備・改善されれば、いずれはデファクト・スタンダードとしての性格を持つことになるであろう」（「討議資料」の「公表にあたって」より）というとき、まさにそのデファクト・スタンダードが単にわが国でのそれにとどまらず、「投資銀行および機関投資家→アングロサクソン・モデルの伝播→デファクト・スタンダードの国際的浸透→IAS（IFRS）などの会計基準の国際化」という世界構図のなかに組み込まれていかざるをえない側面をもつ、という点も指摘しておかねばならないであろう。

こうした世界構図のなかで、なお“日本版”概念フレームワークの存在意義を示していくにはそれ相当の困難がともなうだろう。この点で、公開株式会社法の構想を展開している上村[2002]での次の指摘は示唆的である。すなわち、資本市場法制・株式会社法制の長い歴史をもつ欧米に比して、「…しかし日本は彼ら以上に物事を論理的に構成し、そうして出てきた結論を絶えず着実に実行していく努力が必要である。理論は彼らよりも常に優れていなければならないのである」（上村[2002]序文viii頁、傍点は引用者）と。証券市場を中核に据えた法制度もそして会計制度も、その構想にあたってなぜ「理論は彼らよりも常に優れていなければならない」のか、その意味合いがきわめて重要といえるだろう⁵²。

⁵² 十分示唆されていると思われるが、例えば筆者が「討議資料」の公表前から有用性とは論理思考のスタンスが必ずしも同じといえない（「内的な整合性」という名の）「理論」に注目する理由の1つがここにある。石川[2002 a]43-44 頁参照。

【引用文献】

- 新井清光[1984], 「企業会計原則の発展」『企業会計』第36巻第1号(1984年1月)。
安藤英義[2003], 「株式会社の資本制度崩壊の兆し」『会計』第164巻第3号(2003年4月)
石川純治[2000], 『時価会計の基本問題』中央経済社。
———[2002 a], 「時価会計と資本利益計算の変容(上)」『経営研究』第53巻第2号(2002年7月)。
———[2002 b], 「割引現在価値と会計配分」『経営研究』第53巻第3号(2002年11月)。
———[2002 c], 「利益の概念と情報価値 ディスカッション・Ⅹa」(斎藤静樹編著『会計基準の基礎概念』所収、中央経済社、2002年11月)。
———[2002 d], 「金融商品会計の理論的基礎」『企業会計』第54巻第12号(2002年12月)。
———[2003 a], 「企業会計のハイブリッド構造」『会計』第162巻第1号(2003年1月)。
———[2003 b], 「手続校正、予測分離、そして複式簿記」『企業会計』第55巻第10号(2003年9月)。
———[2004 a], 「年金会計の計算構造と企業会計の今日的変容」『駒澤大学経済学部研究紀要』第59号(2004年3月)
———[2004 b], 「企業会計の今日的変容」『三田商学研究』第47巻第1号((2004年4月)。
———[2004 c], 「現代企業会計の全体的捉え方」『駒沢大学経済学論集』第36巻第1号(2004年9月)。
上村達男[2002], 『会社法改革』岩波書店。

-
- 尾崎安央[2002], 「法定準備金制度の改正」『法曹時報』第54巻第2号（2002年2月）
- 大日方隆[1994], 『企業会計の資本と利益』森山書店。
- 企業会計基準委員会[2002], 企業会計基準第1号「自己株式及び法定準備金の取崩等に関する会計基準」（2002年2月）
- 岸田雅雄[2001], 「新株式制度の企業会計への影響」『企業会計』第53巻第12号（2001年12月）。
- 黒澤清[1964], 「企業会計原則訳解」（黒澤他『解説 企業会計原則』中央経済社、1964年改訂版所収）
- [1984], 「企業会計原則の歩み」『企業会計』第36巻第1号（1984年1月）。
- 斎藤静樹[2002], 「総括と補足」（斎藤静樹編著『会計基準の基礎概念』終章所収、中央経済社、2002年11月）
- 鳶村剛雄[1985], 『会計制度史料訳解』白桃書房。
- [1989], 『会計学一般理論』白桃書房。
- 千葉準一[1999], 「黒澤会計学の展開」（合崎堅二監修『黒澤会計学研究』森山書店、第4章所収）。
- 富岡幸雄[2003], 『税務会計学原理』中央大学出版部。
- 野口晃弘[2001], 「商法改正と資本会計の再構築」『會計』第162巻第5号（2001年5月）。
- 浜田道代[2004], 「会社法現代化のあり方」『企業会計』第56巻第2号（2004年2月）。
- 法制審議会[1999], 「商法等の一部を改正する法律案要綱」。
- [2003], 「会社法制の現代化に関する要綱試案」。
- 森田哲弥[1979], 『価格変動会計論』国元書房。
- 弥永真生[2003], 『「資本」の会計』中央経済社。
- 米山正樹[2001], 『減損会計』森山書店。
- [2003], 『減損会計（増補版）』森山書店。
- I A S C [1997], Discussion Paper “Accounting for Financial Assets and Financial Liabilities”（日本公認会計士協会国際委員会訳「金融資産及び金融負債の会計処理」）。
- F A S B [1984], *Statement of Financial Accounting Concepts No. 5*（平松・広瀬訳『F A S B 財務会計の諸概念』中央経済社、1988年）。

* 日本版概念フレームワークの「討議資料」は本稿執筆時に公表されたばかりであるので、本稿での議論（第5節）はその一端にすぎないことを記しておきたい。

（筆者・駒澤大学教授）